



# 環境にやさしい自動車の普及について

～自動車の販売を業とする皆様へのお願い～



近年の環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因するものが増えており、県民一人ひとりが原因者であるという自覚のもとに、県民・事業者・行政が一体となって、その防止対策に取り組む必要があります。

このため、『山梨県生活環境の保全に関する条例（以下、「条例」という。）』において、「自動車の使用に伴う大気汚染等の防止」として、自動車の購入者に対し、低公害車を購入するように努めなければならない旨が規定されています。（条例第53条）

また、低公害車の普及促進を図るため、自動車の販売を業とする皆様に、自動車の購入者に対して、自動車排出ガス等の環境情報の提供に努めていただくことしております。（条例第55条）

自動車の販売を業とする皆様にあつては、条例の趣旨を御理解のうえ、何卒御協力の程よろしくお願いいたします。

## 何をすればいいの？

簡単に言えば、新車を購入しようとする人に、購入しようとする自動車の環境情報（環境性能）を書面で説明することになります。

## 「環境情報」って何？

条例でいう「環境情報」とは、

**国土交通省の認可を取得した規制値**  
**国土交通省が認定する低排出ガス認定自動車の場合は認定レベルとその基準値**

等を意図しており、試験方法が明示されている必要があります。

なお、説明が必要な環境情報に係る項目は、低公害車の選択に資する項目であり

**窒素酸化物**

**一酸化炭素**

**炭化水素**

**粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）**

**ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）**

**加速走行騒音**

が条例の施行規則に規定されています。（条例施行規則第35条第2項）



## 書面はどのような様式なの？

環境情報の説明に係る書面については、特に様式を定めておりません。

必要な情報が記載されていれば、

パンフレット

ホームページをプリントアウトしたもので

でも差し支えありません。

## いつから始まるの？

「自動車の使用に伴う大気汚染等の防止」に関する条例の規定は、**平成17年10月1日**から施行されています。

自動車販売業の皆様におかれましては、新車購入者に対し適切な情報提供をお願いします。

お問合せ先

山梨県森林環境部大気水質保全課

電話：055-223-1510 FAX：055-223-1512

メールアドレス：taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp

## 山梨県生活環境の保全に関する条例（抜粋）

### 第四章 日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置

#### 第一節 自動車の使用に伴う大気汚染等の防止

（自動車を使用する者等の責務）

第五十三条 自動車（原動機付自転車を含む。以下この節において同じ。）を使用する者は、必要な整備を行うこと、自動車を効率的に使用すること、公共交通機関を利用すること等により、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 自動車を購入しようとする者は、自動車排出ガスが発生しないか又はその発生量が相当程度少ない自動車（以下この節において「低公害車」という。）を購入するように努めなければならない。

（駐車時の原動機の停止）

第五十四条 自動車を運転する者は、自動車を駐車している間は、原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条に規定する緊急自動車を当該緊急自動車の用務を行うために使用する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自動車を運転する者に対し、前項本文に規定する原動機の停止を行うように指導し、又は周知しなければならない。
- 3 他人に使用させることを目的とする駐車場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場の使用者に対し、第一項本文に規定する原動機の停止を行うように周知しなければならない。

#### 【山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則】

（駐車時の原動機の停止義務の適用除外）

第三十四条 条例第五十四条第一項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 保冷貨物自動車、クレーン自動車その他特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置を、自動車の原動機を動力として使用する場合
- 二 自動車の運行の開始前の視野の確保その他の自動車の運行上の支障を防止する目的のために原動機を稼働させる場合
- 三 その他原動機を停止しないことがやむを得ないと認められる場合

（自動車の環境情報の周知）

第五十五条 自動車の販売を業とする者は、販売する自動車であつて規則で定めるものの使用に伴い発生する窒素酸化物その他の規則で定める環境への負荷に関する項目の情報（以下この条において「環境情報」という。）が記載された書面を当該自動車を購入しようとする者に交付し、当該自動車に係る環境情報の説明を行うように努めなければならない。

#### 【山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則】

（環境情報の周知に関する自動車の要件等）

第三十五条 条例第五十五条の規則で定める自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車小型自動車及び軽自動車（二輪の小型自動車及び軽自動車を除く。）であつて、過去に同法第五十八条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けていないものとする。

- 2 条例第五十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 窒素酸化物
- 二 一酸化炭素
- 三 炭化水素
- 四 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）
- 五 ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）
- 六 加速走行騒音（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項に規定する自動車騒音の大きさの許容限度に係る加速走行騒音をいう。）

（自動車の使用に伴う環境負荷の低減に資する施策の推進）

第五十六条 県は、低公害車の使用の促進、道路の構造の改善その他の自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に資する施策を推進するものとする。